

資料3

令和2年4月22日
瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会資料

夢づくり地域交付金審査の基準（通常事業）

瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会規則第7条に定める審査及び事業実績評価基準は、次のとおりとする。

1. 申請時審査(今回の審査基準となります。)

ア 必須評価項目(該当しない場合、補助金の対象とならない項目)

(1)瑞浪市夢づくり地域交付金規則第1条の2第2号に掲げる事業との適合性について

対象事業が、(防災・防犯、青少年育成、子育て支援、健康づくり、高齢者等の福祉、環境美化、男女共同参画、歴史・文化資源の保存、まちづくり推進組織の強化、地域振興、人口減少対策・定住促進、他のまちづくり推進組織と合同で行うもの、若者又は学校と協働で行うもの)に関する事業であること。	適・否
---	-----

(2)瑞浪市夢づくり地域交付金規則第3条に掲げる事項との適合性について

1 市の実施する事業と重複しないこと。	適・否
2 宗教・政治活動に関するものでないこと。	適・否
3 区長会と連携が取られているものであること。	適・否
4 施設の維持管理にかかるものではないこと。	適・否

イ その他の評価項目(補助事業として望ましいものであるかを判断する項目)

1 成果目標が設定されていること。	適・否
2 まちづくり推進組織の強化につながるものであること。	適・否
3 地域独自の課題認識に基づいたものであること。	適・否
4 成果目標と予算の配分が適正であること。	適・否
5 既存の事業でないこと又は新たな視点によるものであること。	適・否

2. 実績評価(第2回の審査会での評価基準となります。)

ア 自己評価項目(地域が自ら点数を付ける項目)

1 住民総意の事業立案が行われたか。	5・4・3・2・1
2 成果目標が達成されたか。	5・4・3・2・1
3 まちづくり推進組織の強化につながったか。	5・4・3・2・1
4 地域の課題解決ができたか。	5・4・3・2・1
5 予算が課題解決のために効果的に使われたか。	5・4・3・2・1
6 地域住民のコミュニティ強化につながったか。	5・4・3・2・1

評価段階：事後評価調書参照

イ 審査会評価項目(審査会が点数を付ける項目)

(1)交付金事業の事後評価項目

1 地域の特色を活かした事業であったか。(地域らしさ、地域課題の解決など)	5・4・3・2・1
2 他の地域の模範となる事業であったか。(事業手法、地域の参加状況など)	5・4・3・2・1
3 地域の将来像を見据えた事業であったか。(継続性など)	5・4・3・2・1
4 交付金が効果的に活用されたか。(予算の有効活用など)	5・4・3・2・1

評価段階 5:高く評価できる、4:評価できる、3:普通、2:あまり評価できない、1:評価できない